

岩手県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高倉山ー1	岩手郡雫石町西根（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
下切留沢	岩手郡雫石町鶯宿（別紙図面のとおり。）	土石流	〃
向切留沢	〃	〃	〃
赤滝沢	岩手郡雫石町南畑（別紙図面のとおり。）	〃	〃
男助沢2	〃	〃	〃
馬場の沢2	〃	〃	〃
五戸代沢	〃	〃	〃
下九十九沢の沢1	岩手郡雫石町西安庭（別紙図面のとおり。）	〃	該当なし
下九十九沢の沢2	〃	〃	別紙図面のとおり。
芦ヶ平沢	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び盛岡広域振興局土木部並びに雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。